

別 紙

基 発 0 9 2 0 第 7 号

令和元年9月20日

一般社団法人 全国木材組合連合会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長

( 公 印 省 略 )

令和元年度最低賃金額の改定に関する周知・広報の実施等について（協力依頼）

最低賃金行政の運営について、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和元年度の地域別最低賃金額の改定については、令和元年8月から9月の間に改定公示のすべてが行われ、令和元年10月1日から順次発効されます。

また、一定の事業又は職業に係る特定最低賃金額についても、今後改定・発効が予定されています。

これらの改定された最低賃金額（以下「改定額」という。）については、広く国民に周知し、その履行確保を図る必要があることから、厚生労働省では、広報媒体を活用した周知・広報に取り組んでいます。

については、貴団体におかれましても、傘下の会員等に対し、改定最賃額及び発効日の周知について、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年度 地域別最低賃金 改定状況

| 都道府県名 | 改定額【円】<br>※括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額 | 引上げ額【円】 | 発効年月日       |
|-------|--------------------------------|---------|-------------|
| 北海道   | 861 ( 835 )                    | 26      | 2019年 10月3日 |
| 青 森   | 790 ( 762 )                    | 28      | 2019年 10月4日 |
| 岩 手   | 790 ( 762 )                    | 28      | 2019年 10月4日 |
| 宮 城   | 824 ( 798 )                    | 26      | 2019年 10月1日 |
| 秋 田   | 790 ( 762 )                    | 28      | 2019年 10月3日 |
| 山 形   | 790 ( 763 )                    | 27      | 2019年 10月1日 |
| 福 島   | 798 ( 772 )                    | 26      | 2019年 10月1日 |
| 茨 城   | 849 ( 822 )                    | 27      | 2019年 10月1日 |
| 栃 木   | 853 ( 826 )                    | 27      | 2019年 10月1日 |
| 群 馬   | 835 ( 809 )                    | 26      | 2019年 10月6日 |
| 埼 玉   | 926 ( 898 )                    | 28      | 2019年 10月1日 |
| 千 葉   | 923 ( 895 )                    | 28      | 2019年 10月1日 |
| 東 京   | 1,013 ( 985 )                  | 28      | 2019年 10月1日 |
| 神奈川   | 1,011 ( 983 )                  | 28      | 2019年 10月1日 |
| 新 潟   | 830 ( 803 )                    | 27      | 2019年 10月6日 |
| 富 山   | 848 ( 821 )                    | 27      | 2019年 10月1日 |
| 石 川   | 832 ( 806 )                    | 26      | 2019年 10月2日 |
| 福 井   | 829 ( 803 )                    | 26      | 2019年 10月4日 |
| 山 梨   | 837 ( 810 )                    | 27      | 2019年 10月1日 |
| 長 野   | 848 ( 821 )                    | 27      | 2019年 10月4日 |
| 岐 卓   | 851 ( 825 )                    | 26      | 2019年 10月1日 |
| 静 岡   | 885 ( 858 )                    | 27      | 2019年 10月4日 |
| 愛 知   | 926 ( 898 )                    | 28      | 2019年 10月1日 |
| 三 重   | 873 ( 846 )                    | 27      | 2019年 10月1日 |
| 滋 賀   | 866 ( 839 )                    | 27      | 2019年 10月3日 |
| 京 都   | 909 ( 882 )                    | 27      | 2019年 10月1日 |
| 大 阪   | 964 ( 936 )                    | 28      | 2019年 10月1日 |
| 兵 庫   | 899 ( 871 )                    | 28      | 2019年 10月1日 |
| 奈 良   | 837 ( 811 )                    | 26      | 2019年 10月5日 |
| 和歌山   | 830 ( 803 )                    | 27      | 2019年 10月1日 |
| 鳥 取   | 790 ( 762 )                    | 28      | 2019年 10月5日 |
| 島 根   | 790 ( 764 )                    | 26      | 2019年 10月1日 |
| 岡 山   | 833 ( 807 )                    | 26      | 2019年 10月2日 |
| 広 島   | 871 ( 844 )                    | 27      | 2019年 10月1日 |
| 山 口   | 829 ( 802 )                    | 27      | 2019年 10月5日 |
| 徳 島   | 793 ( 766 )                    | 27      | 2019年 10月1日 |
| 香 川   | 818 ( 792 )                    | 26      | 2019年 10月1日 |
| 愛 媛   | 790 ( 764 )                    | 26      | 2019年 10月1日 |
| 高 知   | 790 ( 762 )                    | 28      | 2019年 10月5日 |
| 福 岡   | 841 ( 814 )                    | 27      | 2019年 10月1日 |
| 佐 賀   | 790 ( 762 )                    | 28      | 2019年 10月4日 |
| 長 崎   | 790 ( 762 )                    | 28      | 2019年 10月3日 |
| 熊 本   | 790 ( 762 )                    | 28      | 2019年 10月1日 |
| 大 分   | 790 ( 762 )                    | 28      | 2019年 10月1日 |
| 宮 崎   | 790 ( 762 )                    | 28      | 2019年 10月4日 |
| 鹿児島   | 790 ( 761 )                    | 29      | 2019年 10月3日 |
| 沖 縄   | 790 ( 762 )                    | 28      | 2019年 10月3日 |

(原稿例)

## 地域別最低賃金額が改定されました

- 都道府県ごとに決定される地域別最低賃金額が下表のとおり改定され、10月1日から順次発効します。
- 最低賃金は、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低額を定めたものです。
- 最低賃金は、パート、学生のアルバイト、嘱託などといった雇用形態やその呼称にかかわらず、すべての労働者に適用されます。
- 仮に、労使の合意により最低賃金額より低い賃金を定めたとしても、それは、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとされます。
- 地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰金（上限50万円）が科せられる場合があります。
- 派遣労働者は、派遣先の事業場に適用される地域別最低賃金額が適用されます。
- 中小企業・小規模事業者に向けて、生産性向上を支援する業務改善助成金や働き方改革推進支援センターにおける相談等の支援策を設けています。詳細は厚生労働省 HP の検索画面又は検索エンジンから「業務改善助成金」で検索して下さい。

| 令和元年度地域別最低賃金改定状況 |        |         |       |        |         |       |        |         |
|------------------|--------|---------|-------|--------|---------|-------|--------|---------|
| 都道府県名            | 時間額【円】 | 発効年月日   | 都道府県名 | 時間額【円】 | 発効年月日   | 都道府県名 | 時間額【円】 | 発効年月日   |
| 北海道              | 861    | R1.10.3 | 石 川   | 832    | R1.10.2 | 岡 山   | 833    | R1.10.2 |
| 青 森              | 790    | R1.10.4 | 福 井   | 829    | R1.10.4 | 広 島   | 871    | R1.10.1 |
| 岩 手              | 790    | R1.10.4 | 山 梨   | 837    | R1.10.1 | 山 口   | 829    | R1.10.5 |
| 宮 城              | 824    | R1.10.1 | 長 野   | 848    | R1.10.4 | 徳 島   | 793    | R1.10.1 |
| 秋 田              | 790    | R1.10.3 | 岐 阜   | 851    | R1.10.1 | 香 川   | 818    | R1.10.1 |
| 山 形              | 790    | R1.10.1 | 静 岡   | 885    | R1.10.4 | 愛 媛   | 790    | R1.10.1 |
| 福 島              | 798    | R1.10.1 | 愛 知   | 926    | R1.10.1 | 高 知   | 790    | R1.10.5 |
| 茨 城              | 849    | R1.10.1 | 三 重   | 873    | R1.10.1 | 福 岡   | 841    | R1.10.1 |
| 栃 木              | 853    | R1.10.1 | 滋 賀   | 866    | R1.10.3 | 佐 賀   | 790    | R1.10.4 |
| 群 馬              | 835    | R1.10.6 | 京 都   | 909    | R1.10.1 | 長 崎   | 790    | R1.10.3 |
| 埼 玉              | 926    | R1.10.1 | 大 阪   | 964    | R1.10.1 | 熊 本   | 790    | R1.10.1 |
| 千 葉              | 923    | R1.10.1 | 兵 庫   | 899    | R1.10.1 | 大 分   | 790    | R1.10.1 |
| 東 京              | 1,013  | R1.10.1 | 奈 良   | 837    | R1.10.5 | 宮 崎   | 790    | R1.10.4 |
| 神奈川              | 1,011  | R1.10.1 | 和歌山   | 830    | R1.10.1 | 鹿児島   | 790    | R1.10.3 |
| 新 潟              | 830    | R1.10.6 | 鳥 取   | 790    | R1.10.5 | 沖 縄   | 790    | R1.10.3 |
| 富 山              | 848    | R1.10.1 | 島 根   | 790    | R1.10.1 |       |        |         |

令和元年 9 月 20 日

ご担当者 様

厚生労働省労働基準局賃金課

業務改善助成金リーフレットの送付について

平素より労働基準行政に御協力を賜り誠にありがとうございます。

「令和元年度最低賃金額の改定に関する周知・広報の実施等について（協力依頼）」において、改定最賃額及び発効日の周知について御協力のお願いを申し上げたところですが、厚生労働省では、最低賃金の引上げに向けた中小企業事業主への生産性向上のための支援の一環として、「業務改善助成金」の支給を行っておりますので、傘下の会員等に対してあわせて周知いただきたくご案内させていただきました。

業務改善助成金については、厚生労働省のホームページ ([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/zigyonushi/shienjigyou/03.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/zigyonushi/shienjigyou/03.html)) でご案内しておりますとともに、リーフレットを同封させていただきます。ご不明な点等ございましたら、下記担当者までお問い合わせください。

記

・ 業務改善助成金リーフレット

… 1 部

【担当者】

厚生労働省労働基準局

賃金課 賃金・退職金制度係

代表：03-5253-1111（内線：5533）